

# 特定非営利活動法人日本パーソナルカラー協会 認定パーソナルカラーアナリスト規程

## (総 則)

第 1 条 特定営利活動法人日本パーソナルカラー協会(以下、本会という。)が認定する JPCA 認定パーソナルカラーアナリストの資格付与および登録は、本規程による。

## (目 的)

第 2 条 本会の定款第3条(目的)を推進するため、JPCA パーソナルカラーアドバイザー®資格を取得した者を対象に第 6 条1項により、本会が推奨する色彩理論の内容を用いて実践的かつ実際の各職種に結びつくパーソナルカラー分析診断ができる専門性の高い人材を JPCA 認定パーソナルカラーアナリストとして登録し、カラーコンサルティング分野のプロフェッショナルとして社会貢献できることを目的とする。

## (種 別)

第 3 条 JPCA 認定パーソナルカラーアナリストの種別は、JPCA パーソナルカラーアナリスト®、JPCA 本部パーソナルカラーアナリスト、JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストの三種とする。

## (定 義)

第 4 条 JPCA 認定パーソナルカラーアナリストは、それぞれの有する技能を以下のように定める。

1. JPCA パーソナルカラーアナリスト®とは、以下の技能を有する者をいう。
  - (1) 人に向け似合う色の分析診断ができる技術を修得した者として、本会が認定した者。
  - (2) 分析診断技能において、信頼されるパーソナルカラーアナリストであること。
  - (3) 誰にでも理解しやすい色の属性によってパーソナルカラーを分析し、診断結果を分かりやすく的確な言葉で説明できること。
  - (4) 色を見分ける目の訓練を十分に行い、どのような場面でも的確な色のアドバイスができること。
  - (5) 多様な分野に色の汎用性を応用できる知識と技能を持ち合わせていること。
2. JPCA 本部パーソナルカラーアナリストとは、JPCA パーソナルカラーアナリスト®の技能を持ち、かつ以下の技能を有する者をいう。
  - (1) パーソナルカラー分析診断におけるトップレベルのスキルを保持していると本会が認定した者。
  - (2) JPCA パーソナルカラーアナリスト®を教育する立場の者。
3. JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストとは、JPCA 本部パーソナルカラーアナリストの技能を持ち、かつ JPCA パーソナルカラーアナリスト®および JPCA 本部パーソナルカラーアナリストを教育する技能を有する者。

(JPCA 認定審議会)

- 第 5 条 JPCA 認定パーソナルカラーアナリストに関する以下の事項を審議するのは、JPCA 認定審議会(以下、「審議会」という。)が行う。
- (1) JPCA 認定パーソナルカラーアナリストの登録および更新に関する事項。
  - (2) その他、JPCA 認定パーソナルカラーアナリストの資格に関する事項。
2. 審議会の委員は、理事長が理事あるいは有識者より2名から5名を選任し、その任に当たらせる。

(新規登録要件)

- 第 6 条 JPCA パーソナルカラーアナリスト®に登録する者は、本会認定の JPCA パーソナルカラーアドバイザー®の資格者で、併せて個人正会員に登録している者が、本会主催あるいは第 11 条2項および3項により権利を与えられた JPCA 本部パーソナルカラーアナリストおよび JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストが主催する JPCA パーソナルカラーアナリスト®養成講座を修了し、本会が主催する JPCA パーソナルカラーアナリスト®認定試験に合格しなければならない。
2. JPCA 本部パーソナルカラーアナリストに登録する者は、JPCA パーソナルカラーアナリスト®として登録更新を1回以上行った者で、本会が主催する JPCA 本部パーソナルカラーアナリスト認定試験に合格しなければならない。
  3. JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストに登録する者は、JPCA 本部パーソナルカラーアナリストとして登録更新を2回以上行った者で、本会主催の JPCA 認定パーソナルカラーアナリスト対象の講習会等における講師あるいは補助講師として活動する者の内から、技能が優秀と認められる者を理事長が審議会に推薦して認可を受けなければならない。

(新規登録申請および手続き)

- 第 7 条 第6条の登録要件を充たす者は、それぞれ該当する種別の JPCA 認定パーソナルカラーアナリストに新規登録を申請できる。
- (1) 登録の申請は、登録申請書を本会に提出し、認定料および新規登録料、資格登録者年会費を納入しなければならない。
  - (2) 提出された申請書は、審議会で審査し、結果を理事会に報告する。
  - (3) 登録手続き完了後に台帳に登録し、認定証を交付し認定パーソナルカラーアナリストバッジ等を貸与する。
  - (4) 登録期間は、2年度(4月1日～翌々年3月31日)とする。ただし新規登録時のみ、認可日から次年度末までの2年度とする。
  - (5) 上記の新規登録料、認定料、資格登録者年会費は、附則1の別表に定める。

(登録更新申請)

- 第 8 条 JPCA 認定パーソナルカラーアナリストは、登録後2年度(登録初年度を含む)ごとに登録の更新手続きを行うこと。
- (1) 登録更新の通知を受けた者は、登録更新料と資格登録者年会費を指定された期限内に本会へ納入しなければならない。
  - (2) 上記の費用が納入され次第、登録台帳に更新を記録し、新たな認定証を交付する。

(3) 上記の登録更新料は、附則1の別表に定める。

(JPCA パーソナルカラーアナリスト®、JPCA 本部パーソナルカラーアナリスト、JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストの登録更新要件)

第 9 条 JPCA パーソナルカラーアナリスト®が登録更新を行う場合は、第8条(1)の納入手続きを完了することで認められる。

2. JPCA 本部パーソナルカラーアナリストが登録更新を行う場合は、以下の要件を充たしていなければならない。

(1) 2年度の登録期間内に講座担当、講座受講、対外活動などの実績が、附則2に記載する単位で2年度内に合計10単位以上の取得を義務付けるものとする。取得した単位は、2年度末に書面にて申告しなければならない。ただし、この10単位の中には、義務とした第12条(2)の本会主催のセミナー(JPCA 認定パーソナルカラーアナリスト研修講座を主とする)などを登録期間内に2回以上受講することを含める。

(2) JPCA 本部パーソナルカラーアナリストと JPCA 本部講師の両資格登録者が同時に登録更新を行う場合は、上記(1)の取得単位数について、2年度で20単位以上(それぞれの資格ごとに10単位以上)の取得を義務付けるものとする。

3. JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストが登録更新を行う場合は、第4条3項にあるように指導者の立場にあることから、第8条(1)の納入手続きを完了することで登録更新が認められる。

(登録資格の抹消および降格)

第 10 条 第9条1項の登録更新の納入手続きを行わない JPCA 認定パーソナルカラーアナリストは、認定パーソナルカラーアナリスト資格を抹消する。なお、個人正会員の年会費が指定の期限内に納められないときは、個人正会員としての在籍を保留する。

2. JPCA パーソナルカラーアナリストの場合は、個人正会員として在籍を継続する者は、JPCA パーソナルカラーアナリストへ再登録の申請ができるものとする。

3. 第9条2項(1)の単位数が登録更新要件に充たない JPCA 本部パーソナルカラーアナリストは、JPCA パーソナルカラーアナリストに降格する。

(特典および権利)

第 11 条 JPCA 認定パーソナルカラーアナリストに登録している者には、社会的な評価を高めると共にパーソナルカラーアナリストとしての活動を推進するために、その資格の種別に応じた以下の特典と権利が与えられる。

(1) 名刺やプロフィールに本会より認定された公的な肩書として、それぞれの資格に応じて JPCA パーソナルカラーアナリスト®、JPCA 本部パーソナルカラーアナリスト、JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストと表記できる。なお上記の肩書の前に、NPO 法人日本パーソナルカラー協会認定あるいは特定非営利活動法人日本パーソナルカラー協会認定を冠して表記することもできる。

(2) 本会主催の一般及び会員対象の講座を割引料金にて受講できる。

(3) 本会主催の JPCA 認定パーソナルカラーアナリスト研修講座を年1回無料にて受講できる。ただし、JPCA 認定講師の資格も保持している場合は、どちらかの資格

で1回の受講とする。

- (4) JPCA パーソナルカラーアナリスト、JPCA 本部パーソナルカラーアナリスト、JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストの技能種別に応じた認定パーソナルカラーアナリストバッジ等を貸与する。
  - (5) 自己の広報活動において協会のロゴマークを使用することができる。なお、ロゴマーク使用規程に基づく申請・報告等を行うこと。
  - (6) JPCA 認定パーソナルカラーアナリストとしての個々の活動は、本会における広報の協力を受けることができる。ただし、記事内容が本会の利害に関わらないこと。
  - (7) 本会が指定する分析診断用ツールやテキスト、教材等を、割引価格にて購入できる。
2. JPCA 本部パーソナルカラーアナリストには、上記の(1)から(7)の特典とともに、JPCA パーソナルカラーアナリスト®養成講座を開講する権利が与えられる。
  3. JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストにも、上記の(1)から(7)の特典とともに、JPCA パーソナルカラーアナリスト®養成講座を開講する権利が与えられる。
  4. 本条2項および3項の JPCA パーソナルカラーアナリスト®養成講座を修了した者は、本会が主催する JPCA パーソナルカラーアナリスト®認定試験を受験することが出来る。なお、JPCA パーソナルカラーアナリスト®養成講座の開講に関する要綱は、別に定める。

(努力義務および義務)

第 12 条 JPCA パーソナルカラーアナリストは以下の事項を努力義務とし、また JPCA 本部パーソナルカラーアナリストと JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストは以下の事項を義務として努めること。

- (1) 本会が推奨しているパーソナルカラーの理念を十分に理解し、パーソナルカラーアナリストの資格者として技能の維持・向上を行うこと。
- (2) JPCA パーソナルカラーアナリスト®は、本会主催のセミナー(JPCA 認定パーソナルカラーアナリスト研修講座を主とする)などを登録期間内に受講し、技能の維持・向上をはかること。なお JPCA 本部パーソナルカラーアナリストは、第9条2項に従い登録期間内に2回以上受講し、技能の維持・向上をはかること。  
また JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストは、本会主催のセミナー等において、その指導的立場から技能の維持・向上をはかること。
- (3) 本会発展のため、積極的に本会の推奨するパーソナルカラー分析診断や色彩の効果の普及を行うこと。
- (4) 本会がパーソナルカラーの調査研究を行うときは、積極的に協力すること。
- (5) JPCA 認定パーソナルカラーアナリストとして活動、あるいは本会の活動に参加するときは、認定パーソナルカラーアナリストバッジ等を装着すること。

(登録内容の変更)

第 13 条 新規登録および登録更新時に届け出た登録事項に変更が生じた場合には、すみやかに本会に届け出ること。

(登録の取り消し)

第 14 条 JPCA 認定パーソナルカラーアナリストが、以下の項目のいずれかに該当する場合は、審議会に報告する。

- (1) 本人が登録の辞退を申し出たとき。なお、申し出は口頭ではなく、書面あるいはメールなどで提出すること。
  - (2) 登録更新の申請がなされなかったとき。
  - (3) 登録更新料、資格登録者年会費などの費用が、決められた期日までに納められなかったとき。
  - (4) 第12条の努力義務および義務を果たさない場合や、JPCA 認定パーソナルカラーアナリストとして相応しくない行為などがあつたと認められたとき。
2. 上記により登録を取り消したときは、当該者に対して登録停止を通知する。
  3. 登録期間中に登録の取り消しがなされたときは、納入済みの諸費用は、返還されない。
  4. 上記の JPCA 認定パーソナルカラーアナリストの資格を喪失したときは、個人正会員年会費も未納となった者の個人正会員としての権利を停止し、2年度分の会費未納までは個人正会員の在籍は保留される。

(再登録)

第 15 条 第 14 条(1)(2)(3)の事由および第 10 条(登録資格の抹消および降格)により登録を抹消された JPCA パーソナルカラーアナリスト®から再登録の申し出があるときは、個人正会員として在籍を継続している者に限り、JPCA パーソナルカラーアナリスト®への再登録が申請できる。

再登録には、JPCA パーソナルカラーアナリスト®再登録申請書と再登録審査料を納入して、出題される課題に合格することで再登録認可が受けられる。その後、再認定料と資格登録者年会費を納入した時点で、再認定となる。

2. 同じく登録を取り消された JPCA 本部パーソナルカラーアナリストは、同資格へ再登録はできない。JPCA パーソナルカラーアナリスト®として登録継続を希望する場合は、継続手続きを行うことで、JPCA パーソナルカラーアナリスト®の登録は継続できる。なお、JPCA 本部パーソナルカラーアナリストへの登録を希望する場合は、第6条2項に従い JPCA 本部パーソナルカラーアナリスト認定試験に合格しなければならない。合格後に第7条の諸手続きを行うことで JPCA 本部パーソナルカラーアナリストへ認定される。
3. 上記の再登録審査料、再認定料は、附則1の別表に定める。
4. 第 10 条および第 14 条1項により登録を抹消された JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストは、JPCA 認定パーソナルカラーアナリストへの再登録は認められない。

(認定パーソナルカラーアナリストバッジ等)

第 16 条 本会は、JPCA 認定パーソナルカラーアナリストの資格表示のために、認定パーソナルカラーアナリストバッジ等を制作する。なお、認定パーソナルカラーアナリストバッジ等の所有者は本会とする。

2. JPCA 認定パーソナルカラーアナリストには、技能種別に応じた認定パーソナルカラーアナリストバッジが無料にて貸与される。認定パーソナルカラーアナリストバッジ等は、JPCA 認定パーソナルカラーアナリストバッジを本体とし、JPCA 本部パーソナルカラー

アナリストには本部パーソナルカラーアナリスト章が、また JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストには上席本部章(JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストと JPCA 上席本部講師との兼用)が、本体に加えて称号章が貸与される。

3. 第 10 条(登録資格の抹消および降格)および第 14 条(登録の取り消し)により登録資格を失ったときは、貸与されている認定パーソナルカラーアナリストバッジ等を本会に返納すること。なお、JPCA 本部パーソナルカラーアナリストから JPCA パーソナルカラーアナリスト®に降格したときは、称号章のみを本会に返納すること。
4. 認定パーソナルカラーアナリストバッジあるいは称号章を紛失あるいは破損したときは、再発行の申請とともに、発行手数料(認定講師バッジ¥4,000、称号章¥4,000 [共に郵送料含む/消費税別])を支払うこと。
5. 認定パーソナルカラーアナリストバッジと称号章の取り扱いに関しては、別の「取り扱い文書」に従うこと。

(その他)

- 第 17 条 その他、本規程の改訂ならびに本規程に該当しない事項については、業務運営委員会にて討議し、審議会および理事会に提案する。
2. 本規程の附則等の条件や単位付与等の用方法については、必要に応じて業務運営委員会で議決し、審議会および理事会に報告する。
  3. 本規程は、その趣旨を徹底させるとともに、内容を変更した場合には速やかにその旨を周知させるものとする。

(附 則)

1. 第7条、第8条、第15条に定める諸費用は、附則1による。
2. 本規程を施行するにあたり、JPCA 認定パーソナルカラーアナリストの教育・認定業務を円滑に遂行するために、JPCA 認定パーソナルカラーアナリスト試験の指導要綱、審査基準等を作成した者の専門知識を、第6条3項の登録要件に相応しいものとして、JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストの候補として、審議会に提案する。
3. 本規程は、2019年11月20日より施行する。
4. 本規程は、2021年10月10日より改正施行する。
5. 本規程は、2022年1月19日より一部を改正し施行する。
6. 本規程は、2022年12月15日より一部を改正し施行する。
7. 本規程は、2023年8月29日より一部を改正し施行する。
8. 本規程は、2024年3月4日より一部を改正し施行する。
9. 本規程は、2024年10月7日より一部を改正し施行する。

附則1. 諸費用の料金一覧表(※金額は消費税を含まない)

区分	JPCA パーソナルカラーアナリスト®	JPCA 本部パーソナルカラーアナリスト	JPCA 上席本部パーソナルカラーアナリスト
新規登録料 および更新料	¥3,000	¥3,000	¥3,000

認定料 [新規登録時のみ]	¥10,000	¥15,000	
資格登録者年会費	¥10,000 (正会員年会費¥3,000 を含む)	¥10,000 (正会員年会費¥3,000 を含む)	¥10,000 (正会員年会費¥3,000 を含む)

※資格登録者年会費は、JPCA 認定講師、JPCA 認定カラーアナリストのいずれか 一種の資格者でも二種の資格者でも¥10,000 とする。

<再認定の場合>

区分	JPCA パーソナルカラーアナリスト®
再登録審査料	¥5,000
再認定料	¥12,000

附則2. 第9条2項の JPCA 本部パーソナルカラーアナリストの登録要件の単位は、以下の表に示すとおり。

項目	活動内容	単位数
1	本会主催の JPCA 認定パーソナルカラーアナリスト研修講座、 その他セミナーを受講 (1回受講あたり)	2単位× 受講回数
2	本会主催の JPCA 認定パーソナルカラーアナリスト研修講座やセ ミナーなどで講師として担当 (1講座あたり)	5単位
3	JPCA パーソナルカラーアナリスト®関連説明会を担当	1単位
4	学校・企業・団体への営業活動 (結果の成否に係らず、1つの相手先あたり)	1単位
5	本会主催の懇親会に参加	1単位
6	色彩技能パーソナルカラー検定®や本会に関する活動について 本会の名称や検定の名称を入れて SNS で発信。 (1記事あたり。但し、同一記事のコピー、シェア、リブログは除く)	1単位 (1年度最大 3単位まで)

※JPCA 本部パーソナルカラーアナリストと JPCA 本部講師の両資格取得者の場合、上記の No. 4, 5, 6については、1回1単位取得分を両資格に1単位ずつ反映することができる。